

次世代タクシーの導入促進事業実施要綱

(制定) 平成28年3月30日付27環改車第803号
(改正) 平成28年8月2日付28環改車第272号
(改正) 平成29年3月1日付28環改車第729号
(改正) 平成30年3月23日付29環改車第741号
(改正) 平成30年7月17日付30環改車第221号
(改正) 令和元年5月10日付31環改車第67号
(改正) 令和2年5月11日付2環改車第96号
(改正) 令和2年11月27日付2環改車第378号
(改正) 令和3年3月11日付2環改車第521号
(改正) 令和3年12月28日付3環改車第383号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、二酸化炭素の削減に寄与する電気自動車等のタクシー車両に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）のタクシー車両の導入促進を図るために行う「次世代タクシーの導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車のタクシー車両又は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車若しくはハイブリッド自動車であってUD対応のタクシー車両を購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機として内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 ハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用する検査済自動車
- 4 電気自動車等タクシー 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のタクシー車両

- 5 環境性能の高いUDタクシー 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付国自旅第192号。以下「認定要領」という。)に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両又はスロープ若しくはリフトを初度登録時に装備したタクシー車両(車いす固定装置とスロープ又はリフトの装備により、安全(認定要領別表(令和2年3月31日以前に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条の型式指定された車両及び第37の事業者が導入する福祉タクシーにあつては、令和2年3月31日付国自旅第326号による改正前の別表によるものとする。)の車いす固定方法及びスロープにあつてはスロープの部位等が標準仕様認定項目のレベル1又はレベル2を満たしていること。)に車いすに乗ったままで乗降できる車両)
- 6 福祉タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの)
- 7 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
- 8 リース契約 事業用自動車の貸主が、当該事業用自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該事業用自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該事業用自動車の使用料を貸主に支払う契約
- 9 リース事業者 リース契約に基づき、事業用自動車を借主に貸し渡すことを業とする者
- 10 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定するもの(国又は地方公共団体が出資する会社を除く。)

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり電気自動車等タクシー又は環境性能の高いUDタクシーの購入に要する経費の助成を行う。これらの助成は、併用することができる。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、一般乗用旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者へ次項の助成対象自動車に係るリース契約を締結しているリース事業者(以下「リース契約を締結するリース事業者」という。)。ただし、環境性能の高いUDタクシーに係る助成金の交付対象となる者(リース契約を締結するリース事業者の場合は、リース契約の借主)は、UDタクシーによる運送の適切な実施のための研修等により従業員指導等を実施していること。

2 助成対象自動車の要件

助成対象自動車は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 電気自動車等タクシー又は環境性能の高いUDタクシーであること。
- (2) 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に初度登録された自動車(中古の輸入車を除く。)であること。
- (3) 東京都内に使用の本拠の位置を有すること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 電気自動車等タクシー

車両本体価格。ただし、(2) 環境性能の高いUDタクシーの助成金を併用して申請する場合は、車両本体価格から第4 4 (2) の助成金の交付額を差し引いた額とする。

(2) 環境性能の高いUDタクシー

車両本体価格

4 助成金額

(1) 電気自動車等タクシー

ア 助成対象自動車は電気自動車であるときの助成金の交付額は、助成対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、車両1台当たり100万円を助成限度額とする。

また、助成対象者が、中小企業者であって、使用するタクシーの台数が200台未満の事業者（以下「中小規模事業者」という。）であるときの助成金の交付額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、車両1台当たり160万円を助成限度額とする。

なお、助成対象者にかかわらず、国の他の同種の補助事業の交付決定を受けた車両の助成金の交付額については、助成対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、車両1台当たり60万円を助成限度額とする。

イ 助成対象自動車がプラグインハイブリッド自動車であるときの助成金の交付額は、助成対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、車両1台当たり100万円を助成限度額とする。

また、助成対象者が中小規模事業者であるときの助成金の交付額は、助成対象経費に5分の2を乗じて得た額とし、車両1台当たり160万円を助成限度額とする。

なお、助成対象者にかかわらず、国の他の同種の補助事業の交付決定を受けた車両の助成金の交付額については、助成対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、車両1台当たり60万円を助成限度額とする。

(2) 環境性能の高いUDタクシー

助成金の交付額は、車両1台当たり60万円（助成対象者が中小規模事業者であるときは100万円）を助成限度額とする。

なお、助成対象者にかかわらず、国の他の同種の補助事業の交付決定を受けた車両については、車両1台当たり併せて100万円を助成限度額とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん

契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から令和3年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の第3 5の安全の基準については、平成28年8月15日以降に初度登録した車両に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行し、この要綱の改正後の第4 4 (2)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行し、この要綱の改正後の第3 5の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。